United Innovation infocom group

JASDAQ

News Release

平成 25 年5月9日

各位

インフォコム株式会社
東京都渋谷区神宮前2-34-17
（JASDAQ コード番号：4348）

株式分割、単元株制度の採用、定款の一部変更 および配当予想の修正に関するお知らせ

インフォコム株式会社（東京都渋谷区　代表取締役社長　竹原　教博）は、平成25年5月9日開催の取締役会において、下記事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

【決議内容】

1. 平成 25 年9月 30 日を基準日、同 10 月1日を効力発生日とする、当社普通株式1株につき 200 株の割合による株式分割を行うこと。
2. 株式分割の効力発生を条件とし、平成 25 年 10 月1日をもって単元株制度の採用および単元株式数を 100 株とすること。
3. 平成 25 年4月 26 日に公表した「平成 25 年3月期決算短信」に記載の平成 26 年3月期配当予想を、株式分割の割合に応じて修正すること。
4. 上記1および2に伴う、①発行可能株式総数の変更、および②単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とする当社定款の一部変更を、平成 25 年 10 月1日をもって行うこと。
5. 上記1および2に伴い、当社の株主が有する単元未満株式の権利の内容に関する規定を新設する定款の一部変更に関する議案を、平成 25 年6月 13 日開催予定の当社第 31 回定時株主総会に付議すること。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部の変更の目的

本件は、当社普通株式の取引をし易い環境を整えるために、当社普通株式1株につき2株の割合とする株式分割をすることで、流動性の向上と投資家層の拡大を図るとともに、併せて、平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式の投資単位を100 株へ変更することに対応することが目的です。

具体的には、当社普通株式1株につき 200 株の割合の株式分割と、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用するもので、これにより、投資単位の金額は実質的に現在の2分の1となります。

2. 株式分割の概要

(1)分割方法

平成25年9月30日(月曜日)最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式1株につき、200株の割合をもって分割します。

(2)分割により増加する株式数

①	株式分割前の発行済株式総数	144,000株
②	今回の分割により増加する株式数	28,656,000株
③	株式分割後の発行済株式総数	28,800,000株
④	株式分割後の発行可能株式増数	115,200,000株

(3)分割の日程

①	基準日公告日(予定)	平成25年9月10日(火)
②	分割基準日(予定)	平成25年9月30日(月)
③	分割効力発生日(予定)	平成25年10月1日(火)
④	新規記録日(予定)	平成25年10月1日(火)

(4)その他

① 今回の株式分割による資本金の額の変更はありません。

② 本日時点において、行使価額の調整を必要とする新株予約権はありません。

3. 単元株制度の採用

(1)新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2)新設の日程

平成25年10月1日(火)

※単元株制度の採用に伴い、平成25年9月26日(木)をもって、市場における売買単位は1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更について

（1）平成 25 年5月9日開催の取締役会決議による変更内容

①変更の理由

上記株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第2項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、下記のとおり、平成 25 年 10 月1日をもって当社定款の一部変更を行います。

a. 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更。

b. 株式分割と同時に単元株制度を採用し単元株数を 100 株とするため、第7条（単元株式数）を新設。

c. 現行定款第7条以下の条数を各1条繰下げ。

d. 現行定款第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるために附則第1条を新設、ならびに効力発生後に附則第1条を廃止するための附則第2条を新設。

②変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線部は変更箇所）

現行定款	変更後
第1条から第5条まで （条文省略）	第1条から第5条まで （条文省略）
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、576,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、115,200,000 株とする。
2. 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引により、自己の株式を取得することができる。	2. 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引により、自己の株式を取得することができる。
（新設）	（単元株式数） 第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。
第7条から第 41 条まで （条文省略）	第8条から第 42 条まで （条文省略）
（新設）	附則 第1条 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月1日とする。 第2条 前条及び本条の規定は、平成 25 年 10 月1日をもってこれを削除する。
（追加）	改定日：平成 25 年5月9日

（2）平成 25 年6月 13 日開催予定の当社第 31 回定時株主総会に付議する変更内容

①変更の理由

上記株式分割および単元株制度の採用に伴い、当社の株主が有する単元未満株式の権利の内容に関する規定を新設するため、上記「（1）平成 25 年5月9日開催の取締役会決議による変更内容」による変更後の定款の一部変更に関する議案を、平成 25 年6月 13 日開催予定の当社第 31 回定時株主総会に付議します。同株主総会における承認を条件に、下記のとおり、平成 25 年 10 月1日をもって当社定款の一部変更を行います。

a. 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条（単元未満株式についての権利）を新設。

b. 「（1）平成 25 年5月9日開催の取締役会決議による変更内容」で変更した定款の第8条以下の条数を各1条繰下げ。

c. 第8条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条を変更。

②変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線部は変更箇所）

現行定款	変更後
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
第8条から第 42 条まで （条文省略）	第9条からまで （条文省略）
附則 第1条 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月1日とする。	附則 第1条 第6条の変更、第7条及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月1日とする。
第2条 （条文省略）	第2条 （条文省略）
（追加）	改定日：平成 25 年6月 13 日

5. 平成 26 年3月期の配当予想の修正について

平成 25 年 10 月1日(火)を効力発生日として当社普通株式1株を 200 株に分割することに伴い、1 株当たりの配当予想を、平成 25 年4月 26 日(金)に公表した「平成 25 年3月期決算短信」に記載の予想金額から以下のとおり修正します。(すでに公表している株式分割前の1株当たり配当予想額を、今回の株式分割の割合で除した修正額であり、配当予想に実質的な変更はありません。)

	1株当たり配当金				
基準日	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間合計
前回公表の予想 (平成 25 年4月 26 日)	—	00 円 00 銭	—	3,500 円 00 銭	3,500 円 00 銭
今回予想 (株式分割後の調整額)	—	00 円 00 銭	—	17 円 50 銭	17 円 50 銭

以上

<リリースに関するお問合せ先>

インフォコム株式会社　広報・IR 室 東京都渋谷区神宮前2-34-17	Tel:　03-6866-3160 E-mail:　pr@infocom.co.jp URL:　http://www.infocom.co.jp/

※　本リリースに記載された会社名、サービス名及び製品名等は該当する各社の登録商標または出願中の商標です。